

本書（第2分冊）は286ページから607ページまでを収録しております。

1ページから285ページまでは第1分冊に収録しております。

**土地家屋調査士**  
**分野別択一過去問題集（平成27年～令和6年）**

**分野別目次**

**第1分冊**

<b>I 民法・関連法規</b> .....	<b>1</b>
<b>I-1 総則</b> .....	<b>1</b>
権利能力なき社団【重要度 ★★】令和2-1.....	1
制限行為能力者【重要度 ★★★】平成30-1.....	6
制限行為能力者【重要度 ★★★】令和4-1.....	10
制限行為能力者【重要度 ★★★】令和6-1.....	14
意思表示【重要度 ★★★】平成27-1.....	16
意思表示【重要度 ★★★】令和4-2.....	20
無効及び取消し【重要度 ★★】令和5-1.....	24
代理【重要度 ★★】平成29-1.....	26
代理【重要度 ★★】令和3-1.....	30
時効【重要度 ★】平成28-1.....	34
時効【重要度 ★★】令和2-2.....	38
<b>I-2 物権</b> .....	<b>42</b>
物権的請求権【重要度 ★★★】令和元-1.....	42
物権的請求権【重要度 ★★★】令和5-2.....	44
物権（占有権）【重要度 ★★】令和3-2.....	46
物権変動と対抗要件【重要度 ★★】平成29-2.....	50
物権変動と対抗要件【重要度 ★★★】令和6-2.....	54
公道に至るための他の土地の通行権【重要度 ★★】令和2-3.....	56
隣地の使用請求権【重要度 ★★★】平成28-2.....	58
付合【重要度 ★★★】平成30-2.....	62
共有【重要度 ★★】平成27-2.....	64
共有【重要度 ★★★】令和元-2.....	68
<b>I-4 親族・相続</b> .....	<b>70</b>
代襲相続【重要度 ★★★】平成30-3.....	70
代襲相続【重要度 ★★★】令和6-3.....	74
承認及び放棄【重要度 ★★】平成29-3.....	76
承認及び放棄【重要度 ★★★】令和4-3.....	80
遺産分割【重要度 ★★★】平成28-3.....	84
遺言【重要度 ★★★】令和元-3.....	88
遺言【重要度 ★★★】平成27-3.....	90
遺言【重要度 ★★★】令和5-3.....	92
相続及び遺言【重要度 ★★★】令和3-3.....	95
<b>I-5 関連法規</b> .....	<b>99</b>

建物の区分所有等に関する法律【重要度 ★★★】平成 30-11.....	99
<b>II 表示に関する登記総論.....</b>	<b>104</b>
<b>II-1 表示に関する登記の特徴.....</b>	<b>104</b>
不動産登記制度の特徴【重要度 ★★★】平成 29-4.....	104
登記官による調査【重要度 ★★★】平成 30-5.....	108
登記官による調査【重要度 ★★★】令和 5-4.....	110
<b>II-2 登記の対象となる不動産.....</b>	<b>112</b>
建物認定【重要度 ★★★】平成 27-13.....	112
建物認定【重要度 ★★★】平成 30-10.....	114
建物認定【重要度 ★★★】令和 4-10.....	116
建物認定【重要度 ★★★】令和 5-11.....	118
建物認定【重要度 ★★★】令和 6-12.....	120
建物の一個性【重要度 ★★】令和元-9.....	122
<b>II-3 管轄登記所.....</b>	<b>124</b>
登記の申請と管轄【重要度 ★★★】平成 27-12.....	124
登記の申請と管轄【重要度 ★★★】令和元-4.....	128
<b>II-4 登記情報の保存と公開.....</b>	<b>132</b>
登記情報の保存期間【重要度 ★★★】平成 27-18.....	132
登記情報の保存期間【重要度 ★★★】令和 4-4.....	134
登記情報等の公開【重要度 ★★★】平成 30-17.....	136
<b>II-5 地図と建物所在図.....</b>	<b>140</b>
地図【重要度 ★★★】平成 30-6.....	140
地図【重要度 ★★】令和 5-6.....	142
地図【重要度 ★★】令和 6-6.....	146
地図等の訂正【重要度 ★★★】平成 27-10.....	148
地図等の訂正【重要度 ★★★】平成 29-12.....	152
地図等の訂正【重要度 ★★★】令和元-17.....	156
<b>II-6 申請人.....</b>	<b>158</b>
申請適格者と申請義務【重要度 ★★★】平成 29-15.....	158
申請適格者と申請義務【重要度 ★★★】令和元-16.....	162
代位申請の可否【重要度 ★★★】令和元-14.....	164
代位申請の可否【重要度 ★★★】平成 27-11.....	166
代位申請の可否【重要度 ★★★】令和 6-11.....	170
代理人の代理権【重要度 ★★★】平成 28-7.....	172
代理人の代理権【重要度 ★】令和 2-4.....	174
<b>II-7 却下と取下げ.....</b>	<b>178</b>
却下と取下げ【重要度 ★★★】平成 29-10.....	178
却下【重要度 ★★★】令和 3-6.....	180
<b>II-8 添付図面.....</b>	<b>184</b>
地積測量図【重要度 ★★★】令和元-7.....	184

地積測量図と地役権図面【重要度 ★★★】平成 28-11 .....	186
地役権図面【重要度 ★★★】令和 6-10.....	188
建物図面と各階平面図【重要度 ★★★】令和元-10.....	190
建物図面と各階平面図【重要度 ★★★】平成 28-17.....	192
建物図面と各階平面図【重要度 ★★★】令和 3-13.....	194
建物図面と各階平面図【重要度 ★★★】令和 5-10.....	196
<b>II-9 登記識別情報 .....</b>	<b>198</b>
登記識別情報の通知【重要度 ★★★】平成 29-5 .....	198
登記識別情報の通知（及び証明の請求）【重要度 ★★★】令和 4-5.....	202
本人確認情報【重要度 ★★★】平成 30-7 .....	204
登記識別情報の提供をすることができない場合【重要度 ★★★】平成 28-4.....	208
<b>II-10 図面、登記識別情報以外の添付情報 .....</b>	<b>212</b>
所有権を有することを証する情報【重要度 ★★★】平成 29-7.....	212
法定相続情報一覧図【重要度 ★★】令和 5-19 .....	216
法定相続情報一覧図【重要度 ★★】令和 2-5 .....	218
申請情報・添付情報（総合）【重要度 ★★★】平成 28-6.....	222
添付情報（総合）【重要度 ★】令和元-15 .....	226
添付情報（総合）【重要度 ★★★】令和 3-5.....	230
添付情報（総合）【重要度 ★★★】令和 5-14.....	234
添付情報（総合）【重要度 ★★★】令和 6-4.....	236
<b>II-11 申請情報、添付情報の提供 .....</b>	<b>240</b>
申請情報の内容【重要度 ★★】平成 27-4.....	240
申請情報の内容【重要度 ★★★】平成 29-6.....	242
申請情報・添付情報の内容【重要度 ★★★】平成 27-6.....	244
申請情報・添付情報の内容【重要度 ★★★】令和元-8.....	248
申請情報・添付情報の内容【重要度 ★★★】平成 30-4.....	250
申請情報・添付情報の内容【重要度 ★★★】令和 3-12.....	252
一括申請【重要度 ★★★】令和元-11.....	256
電子申請【重要度 ★★★】平成 29-8.....	258
電子申請【重要度 ★★★】平成 28-5.....	260
電子申請【重要度 ★★★】令和 3-4.....	263
電子申請【重要度 ★★★】令和 6-5.....	266
原本還付【重要度 ★★★】平成 29-9.....	270
<b>II-12 登録免許税 .....</b>	<b>274</b>
登録免許税【重要度 ★★★】平成 28-19.....	274
登録免許税【重要度 ★★】令和 2-19.....	276
<b>II-13 審査請求 .....</b>	<b>280</b>
登記官の処分に対する審査請求【重要度 ★★】平成 30-18 .....	280
<b>II-14 その他 .....</b>	<b>282</b>
登記完了証【重要度 ★★★】令和 3-7.....	282

Ⅲ 表示に関する登記各論（土地）	286
Ⅲ－1 登記事項	286
地番又は地番区域【重要度 ★★★】平成 27-8	286
地番（及び家屋番号）【重要度 ★★★】令和 3-9	288
地目認定【重要度 ★★★】平成 30-9	290
地目認定【重要度 ★★★】令和元-5	292
地目認定【重要度 ★★】令和 2-6	294
地目認定【重要度 ★★】令和 3-10	298
地目認定【重要度 ★★】令和 4-6	300
地目認定【重要度 ★★】令和 5-8	302
Ⅲ－2－① 各種の登記（報告的登記）	304
土地の表題登記【重要度 ★★★】令和 5-7	304
土地の表題登記（総合）【重要度 ★★★】平成 27-7	306
土地地目変更登記【重要度 ★★★】平成 28-8	310
土地地目変更登記【重要度 ★★★】令和 2-7	314
土地地積更正登記【重要度 ★★★】令和 2-8	318
土地地積更正登記【重要度 ★★★】令和 6-7	322
土地地目変更及び地積更正登記【重要度 ★★★】令和 4-7	326
土地滅失登記【重要度 ★★★】令和元-6	330
Ⅲ－2－② 各種の登記（創設的登記）	332
土地分筆登記【重要度 ★★★】令和 2-9	332
土地分筆登記【重要度 ★★★】平成 28-9	334
土地分筆登記【重要度 ★★★】令和 3-11	338
土地分筆登記【重要度 ★★★】令和 4-8	342
土地分筆登記【重要度 ★★★】令和 5-9	346
土地分筆登記【重要度 ★★★】令和 6-8	348
土地合筆登記【重要度 ★★★】平成 27-9	352
土地合筆登記【重要度 ★★★】平成 28-10	356
土地合筆登記【重要度 ★★★】平成 29-14	360
土地合筆登記【重要度 ★★★】令和 2-10	364
土地合筆登記【重要度 ★★★】令和 4-9	366
土地合筆登記【重要度 ★★★】令和 6-9	370
Ⅲ－2－③ 各種の登記（総合）	372
土地の表示に関する登記【重要度 ★★★】平成 29-13	372
土地の表示に関する登記【重要度 ★★★】平成 30-8	376
Ⅳ 表示に関する登記各論（建物）	378
Ⅳ－1 登記事項	378
所在【重要度 ★★★】令和 2-11	378

所在【重要度 ★★★】令和 6-13.....	380
所在（及び家屋番号）【重要度 ★★★】令和 4-11.....	382
種類【重要度 ★★★】令和 3-14.....	386
構造【重要度 ★★★】平成 29-16.....	388
構造・床面積【重要度 ★★】平成 28-12.....	392
構造・床面積【重要度 ★★★】令和 2-12.....	394
床面積【重要度 ★★★】平成 30-13.....	396
床面積【重要度 ★★★】令和 4-12.....	398
床面積【重要度 ★★★】令和 5-12.....	400
敷地権【重要度 ★★★】令和 2-14.....	402
敷地権【重要度 ★★★】平成 27-16.....	404
<b>IV-2-① 各種の登記（報告的登記）.....</b>	<b>408</b>
建物表題登記【重要度 ★★★】平成 27-14.....	408
建物表題登記【重要度 ★★★】令和 4-13.....	412
建物表題登記【重要度 ★★★】令和 5-13.....	414
合体による登記等の手続【重要度 ★★★】平成 28-15.....	416
合体による登記等の手続【重要度 ★★★】令和 2-16.....	420
合体による登記等の手続【重要度 ★★★】令和 4-15.....	424
合体による登記等の手続【重要度 ★★★】令和 5-16.....	426
建物の表題部の変更の登記【重要度 ★★★】令和 3-15.....	428
建物の滅失の登記【重要度 ★★★】平成 29-18.....	430
建物の滅失の登記【重要度 ★★★】令和 2-17.....	434
建物の滅失の登記【重要度 ★★★】令和 3-17.....	436
建物の滅失の登記【重要度 ★★★】令和 6-17.....	438
区分建物の表示に関する登記【重要度 ★★★】平成 28-16.....	440
区分建物の表示に関する登記【重要度 ★★★】令和 4-17.....	444
区分建物の表示に関する登記【重要度 ★★★】令和 6-18.....	448
建物の表示に関する登記（総合）【重要度 ★★★】平成 30-12.....	452
建物の表示に関する登記（総合）【重要度 ★★】令和元-13.....	454
建物の表示に関する登記（総合）【重要度 ★★★】令和 6-15.....	456
区分建物の表示に関する登記（総合）【重要度 ★★★】平成 27-15.....	458
区分建物の表示に関する登記（総合）【重要度 ★★】令和 4-18.....	461
<b>IV-2-② 各種の登記（創設的登記）.....</b>	<b>466</b>
建物の分割の登記【重要度 ★★★】平成 30-15.....	466
建物の分割の登記【重要度 ★★★】平成 28-13.....	470
建物の分割の登記【重要度 ★★★】令和 5-15.....	474
建物の分割登記又は合併登記【重要度 ★★★】令和元-12.....	478
建物の分割登記又は合併登記【重要度 ★★★】令和 3-16.....	480
建物の分割登記又は合併登記【重要度 ★★★】令和 6-16.....	484
建物の合併の登記【重要度 ★★★】平成 28-14.....	486

建物の合併の登記【重要度 ★★★】令和 4-16 .....	490
<b>IV-2-③ (団地) 共用部分である旨の登記</b> .....	<b>492</b>
(団地) 共用部分である旨の登記【重要度 ★★★】平成 27-17 .....	492
(団地) 共用部分である旨の登記【重要度 ★★★】平成 30-16 .....	494
(団地) 共用部分である旨の登記【重要度 ★★★】令和 3-18 .....	496
(団地) 共用部分である旨の登記【重要度 ★★★】令和 5-17 .....	498
<b>IV-2-④ 附属建物に関する登記</b> .....	<b>500</b>
附属建物に関する登記【重要度 ★★★】令和 2-13 .....	500
附属建物に関する登記【重要度 ★★★】令和 4-14 .....	504
附属建物に関する登記【重要度 ★★★】令和 6-14 .....	506
附属建物に関する登記【重要度 ★★】平成 30-14 .....	508
<b>IV-2-⑤ 総合</b> .....	<b>512</b>
区分建物に関する登記【重要度 ★★★】平成 29-17 .....	512
区分建物に関する登記【重要度 ★★★】令和元-18 .....	516
<b>V その他の表示に関する登記の論点</b> .....	<b>518</b>
<b>V-1 所有者に関する登記</b> .....	<b>518</b>
表題部所有者又はその持分に関する登記【重要度 ★★★】平成 27-5 .....	518
表題部所有者又はその持分に関する登記【重要度 ★★★】平成 29-11 .....	520
表題部所有者又はその持分に関する登記【重要度 ★★★】令和 3-8 .....	524
<b>V-2 総合</b> .....	<b>527</b>
登記記録の内容【重要度 ★★】令和元-19 .....	527
登記記録の内容【重要度 ★★★】令和 2-15 .....	533
登記手続【重要度 ★★★】令和 5-5 .....	540
<b>VI 筆界特定</b> .....	<b>544</b>
<b>VI-1 筆界特定の申請</b> .....	<b>544</b>
筆界特定の申請【重要度 ★★】平成 28-18 .....	544
筆界特定の申請【重要度 ★★】令和 3-19 .....	548
筆界特定の申請【重要度 ★★★】令和 4-19 .....	552
筆界特定の申請【重要度 ★★★】令和 6-19 .....	556
<b>VI-2 筆界の調査等</b> .....	<b>558</b>
筆界の調査【重要度 ★】平成 29-19 .....	558
筆界の調査等【重要度 ★★★】令和 2-18 .....	562
筆界の調査等【重要度 ★★★】平成 30-19 .....	566
<b>VI-3 筆界特定の手続</b> .....	<b>568</b>
筆界特定の手続【重要度 ★★★】平成 27-19 .....	568
<b>VI-4 その他</b> .....	<b>572</b>
筆界特定(総合)【重要度 ★】令和 5-18 .....	572
<b>VII 土地家屋調査士法</b> .....	<b>576</b>
<b>VII-1 資格と登録</b> .....	<b>576</b>
登録【重要度 ★★★】平成 30-20 .....	576

<b>Ⅶ-2 業務</b> .....	<b>580</b>
調査士、調査士法人の業務全般【重要度 ★】平成 27-20 .....	580
調査士、調査士法人の業務全般【重要度 ★★★】令和 2-20 .....	584
調査士、調査士法人の業務全般【重要度 ★】平成 28-20 .....	588
土地家屋調査士の義務【重要度 ★】令和元-20 .....	592
<b>Ⅶ-3 調査士法人</b> .....	<b>594</b>
調査士法人【重要度 ★★★】平成 29-20 .....	594
<b>Ⅶ-8 総合</b> .....	<b>598</b>
総合【重要度 ★★★】令和 3-20 .....	598
総合【重要度 ★★★】令和 4-20 .....	600
総合【重要度 ★★★】令和 5-20 .....	602
総合【重要度 ★★★】令和 6-20 .....	604

年度別索引

		年度											
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		
問題番号	1	16	34	26	6	42	1	30	10	24	14	1	
	2	64	58	50	62	68	38	46	20	44	54	2	
	3	90	84	76	70	88	56	95	80	92	74	3	
	4	240	208	104	250	128	174	263	134	110	236	4	
	5	518	260	198	108	292	218	230	202	540	266	5	
	6	244	222	242	140	330	294	180	300	142	146	6	
	7	306	172	212	204	184	314	282	326	304	322	7	
	8	286	310	258	376	248	318	524	342	302	348	8	
	9	352	334	270	290	122	332	288	366	346	370	9	
	10	148	356	178	114	190	364	298	116	196	188	10	
	11	166	186	520	99	256	378	338	382	118	170	11	
	12	124	392	152	452	478	394	252	398	400	120	12	
	13	112	470	372	396	454	500	194	412	414	380	13	
	14	408	486	360	508	164	402	386	504	234	506	14	
	15	458	416	158	466	226	533	428	424	474	456	15	
	16	404	440	388	494	162	420	480	490	426	484	16	
	17	492	192	512	136	156	434	436	444	498	438	17	
	18	132	544	430	280	516	562	496	461	572	448	18	
	19	568	274	558	566	527	276	548	552	216	556	19	
	20	580	588	594	576	592	584	598	600	602	604	20	
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6		
		年度											

※本書の内容に修正等があった場合は、下記ホームページにてお知らせいたします。

<http://www.lec.jp.com/chousashi/>

## (解説文中の条文、判例、先例の略号について)

## ※条文略号

不動産登記法第 34 条第 1 項第 1 号	…… (34 I ①)
不動産登記令第 7 条第 1 項第 1 号	…… (令 7 I ①)
不動産登記規則第 34 条第 1 項第 1 号	…… (規 34 I ①)
不動産登記事務取扱手続準則第 67 条第 1 項第 1 号	…… (準 67 I ①)
民法第 13 条第 1 項第 1 号	…… (民 13 I ①)
建物の区分所有等に関する法律第 2 条第 1 項	…… (区分 2 I)
借地借家法第 10 条第 1 項	…… (借地借家 10 I)
登録免許税法第 31 条第 3 項	…… (登税法 31Ⅲ)
登録免許税法別表第一の一の(十)のイ	…… (登税法別表第一・一・(十)イ)
登記手数料令第 3 条第 1 項	…… (手数料令 3 I)
土地家屋調査士法第 2 条	…… (土 2)
土地家屋調査士法施行令第 2 条	…… (土施行令 2)
土地家屋調査士法施行規則第 17 条	…… (土規 17)
日本土地家屋調査士会連合会会則第 4 条	…… (会 4)

## ※条文を連記する場合

不動産登記法第 51 条第 1 項、同法第 30 条	…… (51 I ・ 30)	法律が同じ場合はナカグロで表記
民法第 423 条第 1 項、不動産登記法 59 条第 7 号	…… (民 423 I 、 59⑦)	法律が異なる場合は読点で表記

## ※先例略号

昭和 39 年 8 月 2 日民事甲第 285 号民事局長通達	…… (昭 39.8.2 第 285 号)
昭和 59 年 9 月 4 日民事三第 812 号民事局長通達	…… (昭 59.9.4 第 812 号)

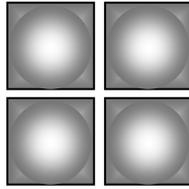
## ※判例略号

昭和 7 年 5 月 9 日の大審院の判例	…… (大審院判例昭 7.5.9)
昭和 42 年 8 月 25 日の最高裁判所の判例	…… (最高裁判例昭 42.8.25)

## 重要度について

当年の試験終了後に L E C が受験生の皆さんに行ったアンケート又は  
W e b 択一リサーチの集計結果における正解率

- ★★★ …… 70%以上の方が正解した問題
- ★★ …… 50%以上 70%未満の方が正解した問題
- ★ …… 50%未満の方のみ正解した問題



# 問題・解説

---

平成27年～令和6年

第2分冊



### Ⅲ 表示に関する登記各論（土地）

#### Ⅲ－１ 登記事項

##### 地番又は地番区域【重要度 ★★★】平成 27-8

---

土地の地番又は地番区域に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 地番に数字でない符号がある土地について地積の更正の登記を申請するときであっても、当該符号を含む土地の地番を申請情報の内容としなければならない。

イ 土地の地番区域である字に登記記録上の誤りがあるときであっても、当該土地の所有権の登記名義人は、当該土地の表題部の更正の登記を申請することができない。

ウ 地積測量図に記録された地番に誤りがある場合において、その訂正の申出をするときは、訂正後の地積測量図を提供しなければならない。

エ 土地の分筆の登記を申請する場合には、当該土地の不動産番号を提供したときであっても、分筆前の土地の地番を申請情報の内容としなければならない。

オ 地番区域が相互に異なる土地であっても、相互に接続していれば土地の合筆の登記をすることができる。

- 1 アイ            2 アウ            3 イエ            4 ウオ            5 エオ

## 【H27-8】正解 2

＜分野＞ 地番と地番区域／地番又は地番区域  
＜体系＞ III-1  
＜型式＞ 組合せ型

＜解説＞

- ア 正** 土地の地積の更正の登記を申請するときは、土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに地番を申請情報の内容として提供しなければならない（令 3⑦イロ）。地番に数字でない符号がある土地であっても、これらの申請情報は、登記申請の対象となっている土地を特定するために必要な事項として提供されるものであるから、当該符号を含む土地の地番を申請情報の内容としなければならない。なお、登記官は、従来の地番に数字でない符号又は支号の支号を用いたものがある場合には、その土地の表題部の登記事項に関する変更の登記もしくは更正の登記又は土地の登記記録の移記もしくは改製をする時において、変更することができない特段の事情があるときを除き、当該地番を変更しなければならないものとされている（準 67Ⅱ）。
- イ 誤** 土地の表示に関する登記の登記事項である、土地の所在する市、区、郡、町、村及び字（34 I ①）に登記された当初からの誤りがあるときは、その土地の表題部所有者又は所有権の登記名義人は、当該登記事項に関する更正の登記を申請することができる（38）。
- ウ 正** 登記所に備え付けられた地積測量図に誤りがあるときは、その土地の表題部所有者もしくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人その他の一般承継人は、その訂正の申出をすることができる（規 88 I 本文）。ただし、表題部の登記事項に関する更正の登記（地積測量図を添付情報とするものに限る。）をすることができる場合は、この限りでない（同 I 但書）。地積測量図の訂正の申出をするときは、訂正後の地積測量図を提供しなければならない（同Ⅱ）。なお、地積測量図の訂正の申出ができる事項は、不動産登記規則第 77 条及び第 78 条に定める地積測量図の内容のすべてである（平 17.2.25 第 457 号；第一の一の(1)）。
- エ 誤** 土地の分筆の登記を申請するときは、申請の対象となっている分筆前の土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに地番のほか、地目及び地積を申請情報の内容として提供しなければならない（令 3⑦）。ただし、当該土地について表題部に記録されている不動産番号を申請情報の内容としたときは、これらの事項を申請情報の内容とするを要しない（令 6 I ①）。なお、不動産番号とは、不動産を識別するために必要な事項として、一筆の土地又は一個の建物ごとに表題部に記録される番号、記号その他の符号をいう（27④、規 1⑧・90）。
- オ 誤** 相互に接続している土地であっても、地番区域が相互に異なる土地の合筆の登記は、することができない（41②）。地番区域でない字を異にする場合も、同様である。なお、登記官は、一筆の土地の一部が地番区域（地番区域でない字を含む。）を異にするに至ったときは、職権で、その土地の分筆の登記をしなければならない（39Ⅱ）。

以上から、正しいものは**アウ**であり、正解は**2**である。